

運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、(有)ワンカラが運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者様に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者様の人格を尊重し常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という。）を作成することにより、利用者様が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者様及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分りやすく説明する。
4. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、グループホーム 花みずき とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者1名（常勤・兼務）

管理者は、業務管理及び職員等の管理を一元的に行う。

2. 計画作成担当者1名（常勤・兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、調整を行う。

3. 医療連携体制担当者1名（常勤・兼務）

夜間や緊急時の対応と、入院や休日等の支援体制を整え、医療との連携を密にして利用者様の状況に応じて、迅速かつ適切に対応調整を行う。

4. 介護職員8名（常勤5名、非常勤3名）

5. 夜間体制 22:00～翌7:00（1名）

（利用定員）

第6条 利用定員は9名とする。

（介護の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

1. 入浴、排泄、食事、着替え等の介助。
2. 日常生活上の世話。
3. 日常生活の中での機能訓練、健康管理。
4. 相談、援助
5. 医療連携体制の利用
6. 看取り体制の利用

（介護計画の作成）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の開始に際し利用者様の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2. 介護計画の作成、変更には利用者様及び家族に対し計画内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者様に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

（利用料等）

第9条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる事項については、別に利用料金の支払いを受ける。

1. 家賃 25,000円・・・月
2. 食事 1,200円・・・日
内訳・朝食250円 昼食450円 夕食500円（おやつ代含む）
3. 共通経費 16,000円・・・月（水道光熱費含む）
4. その他日常生活において通常必要となる費用で利用者様が負担することが適当と認められる費用実費（オムツ代、理美容代、タクシー代等）
5. 月の途中における入居または退去については日割計算とする。ただし2週間以上入居されている場合は1ヶ月分の徴収とする。

6. 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退去にあたっての留意事項)

- 第10条 1. 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者で認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害の恐れがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療する必要があること。
2. 入居後利用者様の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
3. 退去に際しては、利用者様及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うように努める。

(秘密保持)

- 第11条 本事業所の従業者は、業務上知りえた利用者様及びその家族の秘密保持を厳守する。
2. 従業者であった者が、業務上知りえた利用者様及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第12条 利用者様からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者様及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第13条 利用者様に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
2. 前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ZOOM ミーティング活用可）をおおむね1年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者様の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者様の避難等、適切な措置を講ずる。又、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。

2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

(拘束廃止における対応)

第17条 利用者様などの生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者様の行動を制限する行為を行わない。

2. 緊急やむを得ない場合の三原則

①切迫性：利用者様本人又は、他の利用者様などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替える介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には以上の3つの要件を全て満たした場合のみ、本人、家族への説明・同意を得て行う。

3. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ると共に、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする

(1) 虐待を防止のための委員会開催(ZOOM ミーティング活用可)

(2) 虐待防止のための指針を整備

(3) 従業員に対し、虐待防止のための研修をする

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村長に通報するものとする

3. 虐待防止に向けた体制

(1) 虐待防止委員会の設置

当施設では、虐待防止に向けて虐待防止委員会を設置します。

①設置目的

施設内での虐待防止に向けての現状把握、及び改善に向けての検討。

②虐待防止に関する職員全体への指導。

③虐待防止委員会の構成員

ア) 管理者 イ) 看護職員 ウ) 介護支援専門員 エ) 介護職員

この委員会の責任者を設置する。

④虐待防止委員会の開催

※虐待防止のための対策を検討する委員会を、定期的を開催するとともに、結果について従事者に周知徹底を図る

※必要時には、随時開催します。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(その他運営についての重要事項)

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

1. 採用時に研修・・・・・・・・採用後3ヶ月以内
※無資格者は認知症介護基礎研修 e ラーニング受講を義務とする
(1) 虐待防止に関する研修及び訓練の実施年2回
(2) 権利擁護に関する研修年2回
(3) 認知症ケアに関する研修年2回
2. 経験に応じた研修・・・・・・・・随時
3. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

平成22年8月1日から施行する。

平成24年5月23日から施行する。

平成24年7月1日から施行する。

平成25年11月1日から施行する。

平成27年6月1日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。

平成30年11月1日から施行する。

第9条 利用料等について

令和4年3月1日から施行する。

第19条 職場におけるハラスメントの防止追加

令和5年7月1日から施行する。

第18条 虐待防止に関する事項について追記

令和6年4月1日から施行する。

3、虐待防止に向けた体制の追記

第20条 業務継続計画の策定等追加